



宮 崎 県 公 報

平成21年8月6日(木曜日)第2106号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則…………… (国保・援護課) 1

告 示

- 保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 18
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 18
- 道路の供用の開始…………… () 18

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (生活・労働・財政課) 18
- 家畜人工授精講習会の開催…………… (畜産課) 18
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 19
- 土地改良区の役員の退任の届出 (2件) …… () 20
- 市町村営土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更同意…………… () 20
- 公共測量終了の通知…………… (管理課) 20
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 20
- 入札公告…………… 20

規 則

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第33号

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則 (平成17年宮崎県規則第41号) の一部を次のように改正する。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

年度保険税平準化計画

都道府県番号		都道府県名	
--------	--	-------	--

新保険者番号		新保険者名	
--------	--	-------	--

旧保険者番号1		旧保険者名1	
旧保険者番号2		旧保険者名2	
旧保険者番号3		旧保険者名3	

I 保険財政の広域化

1 広域化の種類

市町村合併 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合

2 広域化の時期

年 月 日

3 上記時期以降の広域化の予定

--

II 各旧保険者における国民健康保険事業の状況 (旧保険者ごと)

旧保険者番号		旧保険者名	
--------	--	-------	--

1 国保被保険者の加入状況 (直近3か年度)

(単位：世帯、人、%)

年 度	総 数		国 保 被 保 険 者 数			加 入 率	
	世 帯	人 口	国保世帯数	被保険者数	うち一般 被保険者数	世 帯 数	被保険者数
年度							
年度							
年度							

2 所得階層別国保世帯及び被保険者の状況 (直近年度)

(年度)

(単位：世帯、人)

	所得無し	～50 万円未満	50～100 万円未満	100～150 万円未満	150～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満
国保世帯数							
被保険者数							
	400～500 万円未満	500～600 万円未満	600～700 万円未満	700～800 万円未満	800～900 万円未満	900～1000 万円未満	1000 万円以上
国保世帯数							
被保険者数							

3 保険税賦課状況 (借入年度の前年度以前3か年度)

(医療分)

(単位：%、円)

年 度	保 険 税 率				応能・応益割合		1人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割按分方式 【 旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他 () 】

(後期高齢支援分)

(単位：%、円)

年 度	保 険 税 率				応能・応益割合		1人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割按分方式 【 旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他 () 】

(介護分)

(単位：％、円)

年 度	保 險 税 率				応能・応益割合		1 人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割按分方式 【 旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他 () 】

4 保険税軽減世帯の状況 (直近3か年度)

年度	国保世帯数	軽減世帯数	軽減率			減免世帯数
			7(6)割軽減	5(4)割軽減	2割軽減	
年度	100%					
年度	100%					
年度	100%					

上欄：世帯数 (世帯)
下欄：構成比 (%)

5 保険税収納状況 (直近3か年度)

	年度	年度	年度
収納率 (%)			

6 保険給付の状況 (直近3か年度)

(単位：円)

区 分	年度	年度	年度
療 養 の 給 付			
療 養 費			
高 額 療 養 費			
高額介護合算療養費			
入院時食事・生活療養費			
移 送 費			
出 産 育 児 一 時 金			
葬 祭 費			
計			

(注) 各年度欄の上欄には、給付種別ごとの被保険者1人当たり給付額 (療養の給付、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、入院時食事・生活療養費、移送費) 又は1件当たり支給額 (出産育児一時金、葬祭費) を、下欄には、給付種類別の給付額の総額を記載すること。

7 国保特別会計財政収支の状況 (直近3か年度)

(単位:円)

	年度		年度		年度	
	全 体	一般被保険者分	全 体	一般被保険者分	全 体	一般被保険者分
歳 入	保険税					
	国庫支出金					
	療養給付費等交付金					
	前期高齢者交付金					
	都道府県支出金					
	一般会計繰入金(法定分)					
	一般会計繰入金(法定外)					
	基金繰入金 A					
	繰越金 B					
	支援基金借入金					
	その他					
	合 計 C					
歳 出	総務費					
	保険給付費					
	後期高齢者支援金等					
	前期高齢者納付金等					
	老人保健拠出金					
	介護納付金					
	保健事業費					
	支援基金償還金					
	前年度繰上充用金					
	その他					
合 計 D						
収支差引額 E=C-D						
国庫支出金精算額等 F						
精算額控除後差引額 G=E-F						
単年度経常収支 H=G-A-B						
基金等保有額						

8 備考

--

Ⅲ 新保険者における国民健康保険事業の運営方針

1 保険税平準化の基本方針

(1) 基本方針

--

(2) 平準化までの期間

年度～	年度まで	か年度間
-----	------	------

2 借入額等

(1) 借入申請額

	円
--	---

(2) 積 算

--

(3) 次年度以降の借入予定

--

3 償還予定額及び対処方針

(1) 償還予定額 (単位：円)

	年度	年度	年度	年度	年度
償還予定額					

(2) 対処方針

--

4 保険税賦課

(1) 借入年度における賦課の状況

(医療分)

(単位：%、円)

年 度	保 険 税 率				応能・応益割合		1人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
新 保 険 者							
旧 保 険 者 1							
旧 保 険 者 2							
旧 保 険 者 3							

※ 所得割按分方式

新 保 険 者	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()
旧 保 険 者 1	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()
旧 保 険 者 2	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()
旧 保 険 者 3	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()

(後期高齢支援分)

(単位：%、円)

年 度	保 険 税 率				応能・応益割合		1人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
新 保 険 者							
旧 保 険 者 1							
旧 保 険 者 2							
旧 保 険 者 3							

※ 所得割按分方式

新 保 険 者	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()
旧 保 険 者 1	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()
旧 保 険 者 2	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()
旧 保 険 者 3	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()

(介護分)

(単位：%、円)

年 度	保 険 税 率				応能・応益割合		1 人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
新 保 険 者							
旧 保 険 者 1							
旧 保 険 者 2							
旧 保 険 者 3							

※ 所得割按分方式

新 保 険 者	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()
旧 保 険 者 1	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()
旧 保 険 者 2	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()
旧 保 険 者 3	旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()

(2) 次年度以降償還期間における賦課の方針

5 借入年度における国保特別会計予算の状況

(単位：円)

		全 体	一般被保険者分	次年度以降の見込み
歳 入	保険税			
	国庫支出金			
	療養給付費等交付金			
	前期高齢者交付金			
	都道府県支出金			
	一般会計繰入金 (法定分)			
	一般会計繰入金 (法定外)			
	基金繰入金			
	繰越金			
	支援基金借入金			
	その他			
	合 計	A		
歳 出	総務費			
	保険給付費			
	後期高齢者支援金等			
	前期高齢者納付金等			
	老人保健拠出金			
	介護納付金			
	保健事業費			
	支援基金償還金			
	前年度繰上充用額			
	その他			
	合 計	B		
収支差引額	A-B			
基金等保有額				

6 交付金に係る事業の概要

--

7 関連する取組み

(1) 広域化に係る広報啓発

(2) 収納率向上関係

(3) 医療費適正化関係

(4) その他

別記様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号(第5条関係)

年度財政安定化計画

都道府県番号		都道府県名	
保険者番号		保険者名	

I 保険者における国民健康保険事業の状況

1 国保被保険者の加入状況 (直近3か年度)

(単位：世帯、人、%)

年 度	総 数		国 保 被 保 険 者 数			加 入 率	
	世 帯	人 口	国保世帯数	被保険者数	うち一般 被保険者数	世 帯 数	被保険者数
年度							
年度							
年度							

2 所得階層別国保世帯及び被保険者の状況 (直近年度)

(年度)

(単位：世帯、人)

	所得無し	～50 万円未満	50～100 万円未満	100～150 万円未満	150～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満
国保世帯数							
被保険者数							
	400～500 万円未満	500～600 万円未満	600～700 万円未満	700～800 万円未満	800～900 万円未満	900～1000 万円未満	1000 万円以上
国保世帯数							
被保険者数							

3 保険税賦課状況 (借入年度の前年度以前3か年度)

(医療分)

(単位：%、円)

年 度	保 険 税 率				応能・応益割合		1人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割按分方式 【 旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()】

(後期高齢支援分)

(単位：%、円)

年 度	保 険 税 率				応能・応益割合		1人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割按分方式 【 旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()】

(介護分)

(単位：％、円)

年 度	保 険 税 率				応能・応益割合		1人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							

所得割按分方式 【 旧ただし書方式 ・ 本文方式 ・ 住民税方式 ・ その他()】

4 保険税軽減世帯の状況(直近3か年度)

年 度	国保世帯数	軽減世帯数	軽減率			減免世帯数
			7(6)割軽減	5(4)割軽減	2割軽減	
年度	100%					
年度	100%					
年度	100%					

上欄:世帯数(世帯)
下欄:構成比(%)

5 保険税収納状況(直近3か年度)

	年度	年度	年度
収納率(%)			

6 保険給付の状況(直近3か年度)

(単位：円)

区 分	年度	年度	年度
療 養 の 給 付			
療 養 費			
高 額 療 養 費			
高額介護合算療養費			
入院時食事・生活療養費			
移 送 費			
出 産 育 児 一 時 金			
葬 祭 費			
計			

(注) 各年度欄の上欄には、給付種別ごとの被保険者1人当たり給付額(療養の給付、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、入院時食事・生活療養費、移送費)又は1件当たり支給額(出産育児一時金、葬祭費)を、下欄には、給付種類別の給付額の総額を記載すること。

7 国保特別会計財政収支の状況(直近3か年度)

(単位：円)

	年度		年度		年度	
	全 体	一般被保険者分	全 体	一般被保険者分	全 体	一般被保険者分
歳 入	保険税					
	国庫支出金					
	療養給付費等交付金					
	前期高齢者交付金					
	都道府県支出金					
	一般会計繰入金(法定分)					
	一般会計繰入金(法定外)					
	基金繰入金 A					
	繰越金 B					
	支援基金借入金					
	その他					
	合 計 C					
	歳 出	総務費				
保険給付費						
後期高齢者支援金等						
前期高齢者納付金等						
老人保健拠出金						
介護納付金						
保健事業費						
支援基金償還金						
前年度繰上充用金						
その他						
合 計 D						
収支差引額 E=C-D						
国庫支出金精算額等 F						
精算額控除後差引額 G=E-F						
単年度経常収支 H=G-A-B						
基金等保有額						

8 これまでの国保財政安定化に係る取組み

Ⅱ 国民健康保険事業の運営方針

1 借入に係る要因分析

--

2 借入額等

(1) 借入申請額

	円
--	---

(2) 積算

--

3 償還予定額及び対処方針

(1) 償還予定額

(単位：円)

	年度	年度	年度	年度	年度
償還予定額					

(2) 対処方針

--

4 保険税賦課

(1) 借入年度における賦課の状況

(医療分)

(単位：%、円)

	保 険 税 率				応能・応益割合		1人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							

所得割按分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他（ ）】

(後期高齢支援分)

(単位：%、円)

	保 険 税 率				応能・応益割合		1人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							

所得割按分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他（ ）】

(介護分)

(単位：%、円)

	保 険 税 率				応能・応益割合		1人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							

所得割按分方式【旧ただし書方式・本文方式・住民税方式・その他（ ）】

(2) 次年度以降償還期間における賦課の方針

--

5 借入年度における国保特別会計予算の状況

(単位：円)

		全 体	一般被保険者分	次年度以降の見込み
歳 入	保険税			
	国庫支出金			
	療養給付費等交付金			
	前期高齢者交付金			
	都道府県支出金			
	一般会計繰入金(法定分)			
	一般会計繰入金(法定外)			
	基金繰入金			
	繰越金			
	支援基金借入金			
	その他			
	合 計	A		
	歳 出	総務費		
保険給付費				
後期高齢者支援金等				
前期高齢者納付金等				
老人保健拠出金				
介護納付金				
保健事業費				
支援基金償還金				
前年度繰上充用額				
その他				
合 計		B		
収支差引額	A-B			
基金等保有額				

6 国保財政安定化のための取組み

(1) 収納率向上関係

(2) 医療費適正化関係

(3) その他

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 560号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市三須町 648-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

648-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 561号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 8 月 6 日から平成21年 8 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
112	県道	今別府 串間線	串間市大字 西方字下郡 本5500番1 地先から同 市同大字字 栗下5724番 5地先まで	旧		
				新	18.0 ~ 20.0	41.5

宮崎県告示第 562号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 8 月 6 日から平成21年 8 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
112	県道	今別府 串間線	串間市大字 西方字下郡 本5500番1 地先から同 市同大字字 栗下5724番 5地先まで	平成21年 8 月 6 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成21年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 21年 7月 24日	特定非営利 活動法人き よたけ郷ハ ートム	初鹿野 聡	宮崎県宮 崎郡清武 町	この法人は、清武町におけるまちづくり等の地域の活性化や環境保全改善等に関する事業、清武町及びその周辺地域の住民に対して福祉等の増進や社会教育の推進、そして子供の健全育成や地域安全活動等、その地域の人々の暮らし全般が向上するための事業を行い、公益に寄与することを目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項に規定する平成21年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年 8 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催期日

平成21年10月28日（水曜日）から12月 3 日（木曜日）まで

- 2 開催場所
 児湯郡高鍋町大字持田5733番地 県立農業大学校
- 3 家畜の種類
 牛
- 4 受講申込手続
 (1) 受講願書の受付期間
 平成21年8月17日(月曜日)から8月28日(金曜日)まで
 (2) 受講願書の提出先
 最寄りの家畜保健衛生所
 (3) 受講願書の提出
 所定の受講願書に最近3箇月以内撮影の写真(縦5センチメートル、横4センチメートル)2枚を添付して提出すること。
- 5 受講手数料
 33,000円(受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 6 その他
 (1) テキストは、社団法人日本家畜人工授精師協会(東京都中央区京橋1丁目19番8 大野ビル5階 電話03-5250-2070)発行の家畜人工授精講習会テキスト(家畜人工授精編)を使用するのであらかじめ準備すること。
 (2) この講習会に関する問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産課(電話0985-26-7139)にすること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、一ツ瀬川土地改良区(西都市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	緒 方 博 俊	高鍋町大字南高鍋8730番地 1

(任期：平成22年3月29日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 原 愼一朗	高鍋町大字上江6649番地 190

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、池島土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 間 寛 俊	えびの市大字池島 459番地 1
理 事	林 正 明	えびの市大字池島40番地

理 事	野 間 芳 治	えびの市大字池島 362番地
理 事	星 指 義 文	えびの市大字池島 463番地 4
理 事	鶴 田 静 徳	えびの市大字池島 387番地
理 事	長 尾 政 秋	えびの市大字池島 637番地 2
監 事	新 原 不可止	えびの市大字池島 308番地
監 事	鞍 津 輪 彰	えびの市大字池島 488番地

(任期：平成23年4月30日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 間 寛 俊	えびの市大字池島 459番地 1
理 事	林 正 明	えびの市大字池島40番地
理 事	野 間 芳 治	えびの市大字池島 362番地
理 事	星 指 義 文	えびの市大字池島 463番地 4
理 事	鶴 田 静 徳	えびの市大字池島 387番地
理 事	長 尾 政 秋	えびの市大字池島 637番地 2
監 事	新 原 不可止	えびの市大字池島 308番地
監 事	鞍 津 輪 彰	えびの市大字池島 488番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中津留土地改良区(日南市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 村 丸 夫	日南市大字酒谷乙6179番地
理 事	金 丸 益 三	日南市大字酒谷乙5106番地 1
理 事	小 野 愼 一	日南市大字酒谷乙4249番地 1
理 事	伊豆本 喜 一	日南市大字酒谷乙6109番地 2
理 事	大 塚 達 男	日南市大字酒谷乙2833番地

監 事	高 橋 透	日南市大字酒谷乙6305番地 3
監 事	黒 木 英 則	日南市大字酒谷乙5055番地

(任期：平成23年5月2日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 村 丸 夫	日南市大字酒谷乙6179番地
理 事	金 丸 益 三	日南市大字酒谷乙5106番地 1
理 事	小 野 慎 一	日南市大字酒谷乙4249番地 1
理 事	伊豆本 喜 一	日南市大字酒谷乙6109番地 2
理 事	大 塚 達 男	日南市大字酒谷乙2833番地
監 事	高 橋 透	日南市大字酒谷乙6305番地 3
監 事	黒 木 英 則	日南市大字酒谷乙5055番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、昭和土地改良区（えびの市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成21年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 村 和 雄	えびの市大字小田 427番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、中央土地改良区（えびの市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成21年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	原 田 光 春	えびの市大字灰塚 553番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項及び同項において準用する同法第10条第1項の規定により、都城市が行う土地改良事業（かかし村地区、中山間地域総合整備事業）の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成21年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、平成20年宮崎県公報第1997号により公告した公共測量（総合現況図、地区界測量図作成）が平成21年6月29日終了した旨、宮崎市長から通知があった。

平成21年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しを送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画 地区計画
西都城駅東口地区 地区計画
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成21年8月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 電子線マイクロアナライザー 1台
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成22年3月26日
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成21年宮崎県告示第 234号に規定する資格を有する者であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理及び部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成21年9月4日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
 - (2) 期間 平成21年8月6日から平成21年9月15日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
 - (2) 期間 平成21年8月6日から平成21年9月15日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
 - (2) 日時 平成21年8月26日午前10時30分
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
 - (2) 提出期限 平成21年9月16日午前11時(郵便にあつては平成21年9月15日午後5時必着)
 - (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあつては書留郵便に限る。)によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター入札室
 - (2) 日時 平成21年9月16日午前11時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electron Probe Microanalyzer: 1 Units
 - (2) Time limit for tender: 11:00a.m. 16 September 2009
 - (3) Contact point for the notice: Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7208

--	--